

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和2年度第1回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時	令和2年5月27日(水曜日) 午後1時30分～午後3時5分
3 会議の開催場所	ときわ会館5階 小ホール
4 出席者名	審議会委員 馬橋 隆紀(会長) 内田 裕子 岩崎 万智子 藤巻 眞理子 田中 孝之 谷崎 美智子 野辺 明子
5 欠席者名	桑原 菜津子 今川 夏如 齋藤 幸枝
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) 【議案】 (1) 電子計算機の結合について (事務の名称 食品関係の営業許可に係る事務) (2) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 国民健康保険(資格・給付)に関する事務) (3) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 国民健康保険(賦課・徴収)に関する事務) 【報告】 個人情報取扱事務の報告について (公開・非公開の別) 公開
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	議題について審議・報告を行い、了承を得た。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118(直通)
11 その他	

会 議 録

会 議 名：令和2年度第1回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会

開 催 日：令和2年5月27日（水）

開催時間：午後1時30分から午後3時5分まで

開催場所：ときわ会館 5階 小ホール

委 員：馬橋 隆紀（会長） 内田 裕子
岩崎 万智子 桑原 菜津子（欠席）
藤巻 真理子 今川 夏如（欠席）
齋藤 幸枝（欠席） 田中 孝之
谷崎 美智子 野辺 明子

議 題

【議案】

- (1) 議案第1号 電子計算機の結合について
(事務の名称 食品関係の営業許可に係る事務)
- (2) 議案第2号 特定個人情報保護評価書について
(事務の名称 国民健康保険（資格・給付）に関する事務)
- (3) 議案第3号 特定個人情報保護評価書について
(事務の名称 国民健康保険（賦課・徴収）に関する事務)

【報告】

- (1) 個人情報取扱事務の報告について

事 務 局：総務局総務部長

総務局総務部参事 兼 行政透明推進課長

総務局総務部行政透明推進課 行政透明推進係長

総務局総務部行政透明推進課 主任

穂刈 浩

徳永 康洋

堀切 昇

豊田 康平

発言者	発言内容
1 開 会	
事務局	<p>それでは、始めさせていただきます。</p> <p>本日はご多用のところ、また緊急事態宣言が解除されたところではございますが、いまだに普段の日常を取り戻せていない厳しい状況の中で、委員の皆様にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>会議に入ります前に4月1日付で人事異動がございまして、当審議会の事務局職員が変更になりましたので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>(事務局職員 自己紹介)</p>
事務局	<p>それでは、ただいまから令和2年度第1回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>本会議の定足数は6名となります。本日は、桑原委員から欠席の連絡を頂いております。また、今川委員、齋藤委員は、一応出席の予定となっておりますが、いまだ来られていない状況でございます。定員10名のところ7名の委員にご出席いただいておりますので、会議は成立しております。なお、本日は傍聴を希望される方はいらっしゃいません。</p> <p>それでは、まず初めに配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、本日の次第でございます。</p> <p>次に、議案第2号及び第3号の追加資料でございます。</p> <p>次に、事務局職員名簿でございます。</p> <p>次に、令和2年度審議会日程案でございます。前回配付いたしましたが、前回の日程案では会場が未定となっておりますが、今回は会場が確定いたしましたので、改めて配付をさせていただきます。</p> <p>次に、情報公開・個人情報保護制度運用状況の平成30年度版でございます。こちらにつきましては、情報公開・個人情報保護制度の平成30年度の運用状況について冊子にまとめたものでございます。</p> <p>また、既に委員の皆様方に配付させていただいております資料として、議案第1号資料の電子計算機結合に関する意見照会書、議案第2号資料の個人情報保護制度の事務の改善について(諮問)、議案第3号資料の個人情報保護制度の事務の改善について(諮問)、報告資料(1)の個人情報取扱事務に係る届出について(報告)、報告資料(2)の個人情報取扱事務に係る届出について(報告)がございました。</p>

それから、本日、交通費支給に伴う通勤経路届をお持ちいただいているかと思いますが、通勤経路届につきましては、審議会終了後に事務局までご提出をお願いいたします。

また、資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、予備がございますので、お申し出ください。よろしいでしょうか。

(資料確認)

事務局 それでは、本日の議案は3件となります。

なお、本日でございますが、新型コロナウイルス感染症予防のため、議案第1号終了後、1度休憩を入れさせていただきまして、休憩後に議案第2号から順次進行させていただきます。

それでは、これからの議事進行につきましては、審議会条例第6条第1項により会長が議長になることと規定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

2 議 題

議案第1号 電子計算機の結合について

(事務の名称 食品関係の営業許可に係る事務)

議長 ご苦労さまでございます。

早速、議案第1号の電子計算機結合に関する意見照会の件に入りたいと思います。実施機関の方をお呼びください。

[実施機関(食品衛生課)入室]

議長 それでは、お名前をお願いします。

実施機関 さいたま市保健所食品衛生課の食品衛生課長をしております岩城と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

食品衛生課課長補佐の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

食品衛生課主査の柴田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 それでは、ご説明をお願いいたします。

実施機関 それでは、食品関係の営業許可に関わる事務及び電子計算機の結合につきまして、お手元の資料に沿って説明させていただきます。

資料の2ページを御覧ください。まず、1の概要について説明いたします。さいたま市では、食品関係の営業許可に関わる事務に関しまして、独自のシステムであります食品衛生オンラインシステムを使用しております。今回、許可業務等は、厚生労働省が運用を開始します食品衛生申請等システムに移行されることになりました。移行されない業務におきましては、引き続き市オンラインシステムを使用して実施することとなります。厚労省申請等システムが本市で導入された後に、移行されない業務を市オンライン

システムで実施する場合、厚労省申請等システムのデータベース情報を使用し、業務を実施する仕組みとなるため、市オンラインシステムと厚労省申請等システムの結合が必要となります。

以上のことから、さいたま市個人情報保護条例第8条第2号の規定により意見を求めるものであります。

次に、背景についてご説明いたします。2の厚生労働省が厚労省申請等システムを導入する背景というところを御覧ください。日本再興戦略2016におきまして事業者の生産性の向上を後押しするために、事業者目線での規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法を導入することとしております。その中で、特に営業の許可など事業者負担の重い分野におきましては、2020年までに行政手続コストの20%以上の削減を目指すこととなっております。また、食品衛生管理の向上を目的といたしまして、HACCPによる衛生管理の制度や食品事業者による自主回収への対応の整備などを進めており、今後営業の申請、届出の対象となる事業者の増加や自主回収への対応の必要性が見込まれているところでございます。これらを踏まえまして、営業届出制度の創設、食品等事業者による自主回収事業の把握に関わる制度化に当たりましては、全国共通基盤システムを整備し、都道府県等や事業者への負担を軽減する必要があるということで、厚労省申請等システムが整備されました。今後は、全国の自治体でこの厚労省申請等システムで申請を受けることとなります。

次のページを御覧ください。続いて、3の現在のさいたま市における市オンラインシステムの運用状況を御覧ください。現在さいたま市におきましては、市オンラインシステムを使用して市内の関連課を結び、円滑な食品衛生業務を遂行しております。この業務の主な内容におきましては、営業許可申請関連の処理、監視指導施設の管理、食品検査の依頼書及び成績書の作成等を行っております。具体的な流れといたしましては、紙文書で許可等の申請届出を受け付け、市オンラインシステムに登録し、その情報をもってこれらの業務を行っております。厚労省申請等システムは、この紙文書での許可等の申請、届出及び営業許可申請関連の処理の部分のみを担うこととなります。

そこで、4になりますけれども、外部接続の必要性というところですが、現在、市オンラインシステムは、下の図のとおり、営業許可システム、収去検査処理システム、立入検査処理システム、違反苦情処理システム、食中毒情報処理システム、行政処分処理システム、ふぐ取扱施設処理システムで構成されております。今回の厚労省申請等システムが対応する範囲は、枠で囲まれた一部機能のみであり、これ以外の業務におきましては、引き続き市オンラインシステムでの運用が必要となるため、厚労省申請等システムの許可業務等に関する最新のデータを市オンラインシステムのデータベースに登録

しておく必要があります。このため、厚労省申請等システムと市オンラインシステムの結合を行い、自動的に最新の許可情報のデータを取得する仕組みを構築する必要があります。

次のページを御覧ください。続きまして、5の申請手続のイメージ(個人情報の流れ)についてですが、1つ目の申請者が直接厚労省申請等システムに入力する場合と、2つ目の電子申請ができない申請者に関して、食品衛生課が代理で厚労省申請等システムに入力する場合の2つの種類がございます。どちらの場合におきましても、厚労省申請等システムに入力されたデータを市のオンラインシステムに登録する必要があります。

6の申請時に必要な個人情報につきましては、6ページ以降の申請、届出様式を参考にさせていただければと思います。

続きまして7のセキュリティについてですが、厚労省申請等システムは、LGWAN回線を使用するシステムであるため、セキュリティについては問題ないと考えております。なお、結合に関するセキュリティにつきましては、情報政策部ICT政策担当の承認を受けております。

最後になりますけれども、8のスケジュールについてですが、5月現在ですけれども、補正予算については、6月の審議会の承認中でございます。6月に厚労省申請等システムが稼働する予定でございます。今年の9月から令和3年の1月頃に市オンラインシステム内のデータを厚労省申請等システムへ受渡しを行い、令和3年2月から3月頃に結合稼働テストをする予定でございます。

説明は以上でございます。

議長 ご苦労さまでございます。何かお聞きになりたいことございますか。

まず、これはどこが許可するのですか。許可権者は誰でしょうか。

実施機関 営業許可をどこがするかということでしょうか。

議長 はい。

実施機関 それは保健所になります。

議長 保健所というのはさいたま市の組織でしょうか。

実施機関 さいたま市の組織になります。

議長 今後、申請者はどのように申請することになるのですか。

実施機関 今後は、まず事業者が登録をしてIDパスワードを発行してもらい、厚生労働省のシステムに入って登録をするというかたちになります。

議長 さいたま市の保健所長宛てに申請するということですね。

その後はどのようになりますか。

実施機関 そうしますと、今までは市の窓口申請がされて、市のシステムで管理していたので

すけれども、今度は厚生労働省のシステムに1度入りますので、そのデータが市のシステムに移行されてくるということになります。そのために結合が必要だということです。

議長 申請された情報は市のほうにも同時に入ってくるのでしょうか。

実施機関 データの移行の関係については、現状はプログラム上で時間を決めて深夜帯などに更新するような予定を立てております。

議長 厚生労働省のところで1か月保留されてしまうとか、そういうことではないのですね。結果的に保健所の窓口に持ってきたほうが早かったり、許可が取りやすかったりするのであれば意味ないでしょう。ですから、そのタイムラグを聞いているのですが。

実施機関 申請自体は、厚生労働省のシステムで申請と許可証の作成まで行うことは可能です。

議長 ですが、国がさいたま市の保健所に代わってやるわけにはいかないでしょう。

実施機関 申請については、申請があった時点で各保健所が登録をしているメールアドレスに、申請があったという連絡が来ます。その確認をして、申請システムで市が処理していくということになります。今後は、このシステムが主になるので、こちらのシステムで許可関係を全てやっていく予定となりますので、常にこのシステムを稼働させていくこととなります。

議長 この結合によって、今度は市のほうから厚生労働省のシステムに出ていく情報というのはありますか。

実施機関 登録の関係なのですけれども、現在許可を取っている施設で、今度法改正がありまして、届出に変わるものが一部あるのですけれども、そちらに関しては、既に各保健所が情報を持っているので、厚生労働省のシステムに各保健所等が情報を入力するようという通知が出ていますので、そちらに関しては手動で行う予定です。

議長 それも今回の審議の対象になりますか。

法律で決まっていることであれば、審議は必要ありませんが。

実施機関 手動で行うものについては対象としておりません。

今回の審議の対象としておりますのが、日々の厚生労働省のシステムへ登録されたデータを自動的に市のオンラインシステムへ移動させるため、厚生労働省のシステムと市システムを結合してもよろしいでしょうかということになります。

議長 厚生労働省のシステムから市のシステムへ自動的に情報が行くということで、市のほうから厚生労働省へ自動的に情報が行くということはないということですね。

実施機関 はい、ありません。

議長 ということだそうです。その前提でご質問があればどうぞ。

何かございますか。

内田委員 今伺っていますと、もうこれは結合せざるを得ないような話だと思のですが、結合しないような結論が出るようなこともあるのですか。国のやっている申請の手続が電子化されるということが決まっていたら、もう紙媒体での申請はなしということが同時に設定されているようなので、結合しない選択肢はなさそうなのですが、そういう点はいかがなのでしょうか。

実施機関 結合というのは電子的につなぐということになりますので、それが今回できないということになりましたら、手動でデータを取ってきて、全て手動でやっていくということになります。

内田委員 オンライン申請はそのまま、それを手動で取ってくるということでしょうか。

実施機関 そうです。

内田委員 分かりました。ありがとうございます。

野辺委員 この厚生労働省のオンラインシステムに市のデータが統括されるということですが、データが移行するということは、食品を扱う各事業者に対しては、もう説明がされているのでしょうか。

実施機関 これは厚生労働省のシステム運用になりますが、厚生労働省で申請等システムが稼働することについての説明会などを開いていただいているようです。

野辺委員 でも、いろいろな飲食店やお店の責任者などは、自分たちの商売上のいろいろな情報が、市が管理し、国のデータバンクに一括されていくというような情報の移行について、知らないのではないのでしょうか。分かりやすい説明が、当事者にどの程度伝わっているのか、という疑問があるのです。個人情報に犯されるという危険性はないにしても、私が気になるのは、自分に関する情報がどのような考え方でどのような流れで一括して情報が集められて、それがどういうふうにご利用されていくのかということと全く知らないまま情報だけがシステム運用に組み込まれていくことの怖さを感じるのです。当事者である事業者にどういう形でシステムが今度変わることになったという説明がどうなっているのかと思いました。

実施機関 確かに説明会をやっているのですが、おそらく、ご存じない事業者もいらっしゃるかと思います。

野辺委員 そのような事業者もいますよね。

実施機関 営業許可につきましては、何年ごとの申請になっていますので、その都度私どもで親切に説明していくしかないかなと思っております。

野辺委員 情報の扱い方の基本として、当事者にどれだけきちんと伝えられているのかということと行政の側でも心していただきたいなと思います。

実施機関 分かりました。

田中委員　この厚労省申請等システムを導入して、今までの市のシステムから移行するわけですね。このメリットというか導入する背景というのは、ちょっと読んだのですが、このシステムを導入すると、必要経費というのは相当増えるのでしょうか。今までは市のシステムを使って申請するわけですね。今度は、厚生労働省のシステムを使うと、市の負担増というのはあるわけですか。

実施機関　今回、厚生労働省のシステムに接続するのに当たりまして、市のオンラインシステムのプログラム変更が必要になりますので、そのための予算は必要になります。

田中委員　プログラム変更だけですか。

実施機関　はい。その後は特に必要ないと思います。

田中委員　そうですか。

これは、行政手続コストの20%の削減というようなメリットだけですか、相当のメリットがあるのですか。あるいは、例えば事業者が申請する場合には、さいたま市に登録すると同時に、厚生労働省のシステムにも登録されているというようなことで、ほかの自治体についても、それも認められているというような感覚になるわけですか、そういうシステムになるわけですか。それとも、それとは全然一切関係ないということ、さいたま市内の業者登録だけということは全然変わりがないということですか。

実施機関　今回、厚生労働省のシステムに全ての自治体がおそらく接続すると思います。ですので、全ての自治体が参加すると考えられます。

田中委員　そちらへ全て情報が流れるわけですね。

実施機関　いえ、各自治体から厚生労働省のシステムに登録されますけれども、各保健所単位ではデータは見られないようなかたちになっておりますので、さいたま市であればさいたま市で営業している施設だけ見ることができます。

田中委員　さいたま市に行って登録したとしますよね。そうすると、今度はさいたま市以外の市へ行って、その登録証を読み込めばすぐにデータが出て手続が簡素化するというような、そういうメリットは事業者にはないわけですね。

実施機関　そうです。ほかの自治体に行って同じものを使えるということはないです。ただ、保健所の窓口書類を書いて持っていくという手間がなくなるということになります。

田中委員　そういう手間も登録しておけば、厚生労働省のシステムに乗っていれば、今言った手続が簡素化するという事もないということでしょうか。

実施機関　いや、それはあります。今後さいたま市で営業している事業者は、営業期間の更新ですとか、そういった手続は、ネットにつながっていれば事業者からパソコンで簡単に手続きができるということでございます。

田中委員　そのようなメリットがあるということですね。

藤巻委員　　そうすると、この厚労省の申請等システムが電子申請できますよね。このシステムが入る前、要するにさいたま市が窓口になっているときは、電子申請というのはできなかったのですか。

実施機関　　はい。ありませんでした。

藤巻委員　　では、その事業者側は、電子申請ができるからそれだけ簡素化になるというメリットがありますよという、こういう解釈でいいですか。

実施機関　　はい。

田中委員　　そういう方向でこのシステムを使うのですね。

藤巻委員　　紙媒体ではなくてインターネットでできるようになりますよということですね。

実施機関　　はい。

田中委員　　さいたま市は導入が早いほうなのですか。

実施機関　　今年の6月に厚生労働省のシステムは稼働しますので、準備の早いところはもう同時にできるかもしれませんが、私どもは来年の2月か3月の稼働を目指して、ほかの自治体から比べると早いか遅いかについては分かりかねます。早い自治体であれば、6月から導入するかもしれません。

議長　　そのほか何かございますか。

先ほど、厚生労働省の申請システムから市がもらう方向だけだというお話だったけれども、4ページの②の場合は、代理入力ということですので、市からの提供もあるのではないのですか。

実施機関　　この場合は、代理入力は、厚生労働省のシステムに、事業者が紙で持ってきた申請の情報を私どもが入力する形になります。

議長　　ですが、それは役所が持った情報を提供することにはならないのですか。

実施機関　　窓口が市から国のシステムに変わるというだけですが、厳密に言うと市の情報を国に上げるということにはなるかと思えます。

議長　　厚生労働省のシステムに市で入力したものが、また市のほうへ出てくるのでしょうか。

実施機関　　そういうことになります。厚生労働省のシステムへ入力した情報が戻ってくるというかたちになります。

議長　　市で代理入力するということだと、市が保有している情報を提供することになるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

実施機関　　紙媒体で申請書が来たものは、市のシステムに入れてから厚生労働省のシステムへ結合するのではなくて、市の職員が厚生労働省のシステムにアクセスしまして、厚生労働省のシステムに入力します。それからその入力したデータが市のシステムに送信されるというかたちになります。ですから、さいたま市のシステムに入れて、それが厚生労働

省のシステムへ行くということではありません。

議長 そうでしたら、その点についての審議は必要ないということですね。

はい、そういうことだそうですが、いかがでしょうか。これは公益上特に必要があると認めるかどうかというのを要件にしていますが、いかがでしょうか。

これは厚労省に使用料を払うのでしょうか。無料ではないのですか。今までは負担がなかったのですが、大事な点だと思いますので確認したいのですが。

実施機関 こちらのシステムは各自治体で保守費用というのを負担するようになっていまして、人数で費用が変わってくるのですけれども、さいたま市の場合は、毎年60万円徴収するというお話があります。

議長 申請のときに手数料は必要ですか。

実施機関 申請のときに手数料が必要となります。

議長 手数料は市に入るのですか。

実施機関 はい、そうです。

議長 システムが導入されましたら、手数料はどうやって払うのですか。

実施機関 このシステムの当初のバージョンですと窓口での支払いが必要になります。今年度この厚生労働省のシステム改修を予定しておりまして、それで電子決済を取り入れるということで進んでいるようですので、さいたま市としても今後はこれに対応できるように動ければと思っております。

議長 電子決済で手数料が支払われたことを確認して許可証を出すということになるのですか。

実施機関 はい。

田中委員 あと、今までの市のオンラインシステムがあって、登録されている事業者については、厚労省申請等システムに今までの分を再入力するわけですか。

実施機関 現状登録されているデータなのですけれども、更新のあるときにその時々で入力していくことということになっておりますので、順次登録をしていくようなかたちになります。

田中委員 では、6月の時点で市のオンラインシステムにあるデータが厚生労働省のシステムに全部に入力されるということはある得ないということなのですか。

実施機関 はい。

田中委員 新しく申請されたものが厚生労働省のシステムに入力されるということなのですね。

実施機関 そういうことになります。

議長 許可の更新は3年ぐらいでしたでしょうか。

実施機関 基本6年となります。

議長 わかりました。
よろしいですか。
いかがでしょうか、これは公益上必要があるということで認めてよろしいですか。

各委員 はい。

議長 では、そのようにさせていただきます。

実施機関 どうもありがとうございました。

議長 ご苦労さまでした。

〔実施機関（食品衛生課）退室〕

議長 それでは、10分ほど休憩をとりたいと思います。

〔休憩〕

議案第2～3号 特定個人情報保護評価書について

〈一括審議〉 （事務の名称 国民健康保険（資格・給付）に関する事務、国民健康保険（資格・給付）に関する事務）

〔実施機関（国民健康保険課、情報政策部ICT政策担当課）入室〕

議長 それでは、審議を再開いたします。

では、まずはご担当の方のお名前をお願いいたします。

実施機関 国民健康保険課課長の堀越と申します。よろしく申し上げます。

国民健康保険課課長補佐の南と申します。よろしく申し上げます。

国民健康保険課主査の坂西と申します。よろしく申し上げます。

情報政策部ICT政策担当主幹の石山と申します。よろしく申し上げます。

情報政策部ICT政策担当主査の高橋と申します。よろしく申し上げます。

実施機関 それでは、説明させていただきます。着座にて失礼します。

議長 どうぞ

実施機関 それでは、議案第2号及び議案第3号の特定個人情報保護評価書につきまして、一括して国民健康保険課からご説明させていただきます。

まず、特定個人情報保護評価について簡単にご説明いたします。特定個人情報保護評価とは、国の行政機関や地方公共団体などが特定個人情報ファイルを保有しようとするときに、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを自ら宣言するものです。この特定個人情報保護評価は、評価を実施した後、特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加えようとするときや、直近の公表日から5年を経過するときは、評価の再実施をすることとされております。今回の2つの議案は、議案第2号が「重要な変更」に該当し、議案第3号が「公表日か

ら5年を経過」に該当するため、それぞれ異なる理由で評価を再実施するものでございます。

それでは最初に、議案第2号の国民健康保険（資格・給付）に関する事務について説明させていただきます。先ほど申し上げましたとおり、議案第2号は、重要な変更による評価の再実施であり、このたびの変更は、令和3年3月から始まるオンライン資格確認の導入に伴うものとなります。オンライン資格確認の概要につきましては、本日配付させていただきました議案第2号追加資料を御覧いただければと思います。

このオンライン資格確認を導入すると何が変わるかといいますと、被保険者の方々は医療機関の窓口でこれまでの保険証の提示に加えて、マイナンバーカードの提示のみで受診できるようになります。医療機関や薬局の皆様は、最新の資格情報をオンラインで確認できるようになり、初診時の入力作業や別の医療保険に誤って診療報酬を請求する過誤請求が少なくなります。オンライン資格確認の具体的な仕組みは、マイナンバーカードのICチップ、または健康保険証の記号番号によりオンラインで資格情報の確認ができるようにするものでございます。これは、国民健康保険だけではなくて、日本の全ての医療保険が同じ仕組みを導入することとなっております。この仕組みを実施するためには、医療保険の資格情報を一元化しなければなりません。そこで、全ての医療保険の資格情報を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会に集約することが示されております。さいたま市の国民健康保険も保険者の一つになりますので、国民健康保険の資格情報を提供することになります。今回の評価書改訂は、このオンライン資格確認の運用を開始するためのものとなります。

続きまして、今回の評価書の「重要な変更」の対象となるオンライン資格確認の事務の運用開始に伴う修正箇所をご説明いたします。今回の修正箇所は全部で40か所あり、全てを説明すると時間を要してしまいますので、セキュリティ対策を中心に要点のみご説明させていただき、ご不明な点がございましたらご質疑を頂き、補足をさせていただきます。

なお、今回のオンライン資格確認の導入に伴う評価書の修正は、全国一律の修正となっているため、国から修正に当たってのテンプレートが示されておりますので、そちらに基づき修正を行っております。

それでは、資料4の5ページの中ほどを御覧ください。

こちらの真ん中あたりにオンライン資格確認全体の概要という説明を追加しております。今回のオンライン資格確認は、国民健康保険システムから国保総合システム、医療保険者等向け中間サーバー等を経由し、オンライン資格確認等システムに資格情報を提供することにより実現されます。言葉だけでは少し分かりづらいので、27ページを

御覧ください。こちらがオンライン資格確認の資格情報の流れを図で示したものになります。国民健康保険担当課で使用している国民健康保険システムから国保総合システムに資格情報をアップロードし、そこから医療保険者等向け中間サーバー等システムを経由し、オンライン資格確認等システムに資格情報が提供されていくこととなります。「取りまとめ機関」と書かれているのが社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険中央会のこととなります。

なお、この図の①と②の国保総合システムに資格情報を提供することについては、前回の平成29年の本審議会の第三者点検でご確認いただいた内容となります。今回ご確認していただくのは、その先の③から⑤の部分となります。

11ページをお願いします。こちらは、先ほどの図にありました国保総合システム及び国保情報集約システムの説明になります。「1. 資格継続業務」と「2. 高額該当回数引き継ぎ業務」は、前回の第三者点検でご確認いただいた内容となります。今回の追加は、「3. オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」の部分になります。

続きまして、85ページを御覧ください。こちらはオンライン資格確認を実施するための入口となる国保総合PCが権限のない者によって不正に利用されるリスク対策になります。具体的な方法の「3. 国保総合PCにおける措置」のところで、「(3) 情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合し、不正な運用が行われていないかを確認する」を追記しまして、リスク対策を図っております。

続きまして、86ページを御覧ください。こちらは、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置の内容になります。リスク4のところを御覧ください。特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクの、リスクに対する措置の内容のところで、「3. 国保総合PCにおける措置」の「(2) 国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを確認する」を追記しまして、リスク対策を図っております。

続きまして、87ページを御覧ください。こちらは特定個人情報ファイルの取扱いの委託の内容になります。医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務を社会保険診療報酬支払基金に委託することで特定個人情報ファイルが閲覧できるようになりますので、具体的な制限方法を追加することでリスク対策を図っております。

最後になりますが、資料5と資料6を御覧ください。この資料5と資料6につきま

しては、3月23日から4月23日まで実施しましたパブリックコメントの意見募集結果と原文でございます。パブリックコメントでは8件のご意見を頂きました。そのうち誤字等のご指摘につきましては、ご指摘のとおり修正させていただきました。また、マイナンバー制度の廃止についてのご意見は、マイナンバー制度は既に運用が開始され、市民の利便性の向上や行政の効率化にもつながっていることから、セキュリティ対策に万全を期しつつ、マイナンバー制度の運用に取り組んでいくこととし、素案のままいたしました。

以上で国民健康保険（資格・給付）に関する事務の説明を終わります。

では、続けてよろしいですか。

議長

はい。

実施機関

次に、議案第3号の国民健康保険（賦課・徴収）に関する事務について説明させていただきます。右上に「議案第3号資料」と書かれた資料の資料1を御覧ください。国民健康保険（賦課・徴収）に関する事務については、平成27年6月8日に評価書の公表をいたしました。間もなく公表日から5年を経過します。特定個人情報保護評価については、直近の公表日から5年を経過する前に評価の再実施をするよう努めることとされており、改めて評価書の記載内容の確認・変更をした上で、特定個人情報保護評価の再実施をいたしましたので、再度、第三者点検をお願いするものでございます。

資料1の1枚をめくっていただきまして、右側の評価書の修正箇所を御覧ください。こちらは、このたびの再実施に伴い評価書の修正を行った主な箇所をまとめたものとなります。このたびの再実施では、市税事務所開設に伴い担当課とシステム名称について修正を行うとともに、再委託の確認事項を強化する修正を行いました。

続いて、具体的な評価書の修正内容についてですが、全部で34か所ございますので、全ての修正箇所をご説明いたしますと時間を要しますので、要点のみご説明させていただき、ご不明な点がございましたらご質疑を頂き、補足をさせていただきます。資料1の評価書の修正箇所のページを御覧ください。令和2年1月に市税事務所が開設されたことにより、国民健康保険収納システムを他の市税で使用している税収納システムに移行することとなったため、システム名を修正いたしました。また、そのシステムを使用する部署についても部署名の変更がありましたので、それぞれ部署名を修正しました。市税事務所につきましては、本日お配りしました議案第3号追加資料に市税事務所開設のチラシがありますので、ご参照いただければと思います。

それでは、続きまして、資料4の22ページを御覧ください。こちらは、統合基盤システムに関するシステム保守、「⑧再委託の許諾方法」について、「再委託先においても委託先と同等以上の情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているか確認し

た上で承認を行うこと」を追記し、より明確にしました。

次に、62ページから63ページを御覧ください。こちらは、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策のうち、特定個人情報ファイルの取扱いの委託に関する箇所となります。特定個人情報を取扱う業務を委託する場合については、市全体の取組として契約締結時に再委託の予定の有無について委託先から書面で報告を求めるとともに、原則として作業実施期間中に委託先の作業実施場所へ立入調査を行うこととしており、業務委託の実施に当たっては、さらなる安全管理措置が図られるよう徹底することとしております。

議長 すみません、よろしいですか。

今のところの委託先への立入調査ということですが、再委託先にも立入調査するのでしょうか。

特定個人情報保護評価書をいろいろ何度も見てきたのですが、再委託先にも立入調査できるとしていなかったのでしょうか。委託先が再委託先に立入調査してもあまり意味が無いですね。これは、再委託の問題があったことを踏まえての対応でしょう。だから、何かあったときは再委託先にも立入調査できるのではなかったのでしょうか。

実施機関 資料の63ページになりますが、再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保の具体的な方法のところ、再委託先に対する措置ということで、こちらについても再委託先へ立入調査を行なうこととしております。

議長 分かりました。それならば構いません。

実施機関 62ページは委託先のことが書いてありまして、63ページには再委託先のことが書いてあります。

それでは、続けさせていただきます。これを踏まえて、「特定個人情報の提供ルール」や「再委託先における特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」について、ルール遵守の確認方法等の見直しを行い、記載の追加をするとともに、「情報保護管理体制の確認」や「特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限」、「委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定」についても記載内容の明確化を行いました。

最後に、資料5と資料6につきましては、2月18日から3月19日まで実施しましたパブリックコメントの意見募集結果と原文でございます。パブリックコメントは20件のご意見を頂きました。そのうち誤字等のご指摘につきましては、ご指摘のとおり修正させていただきました。また、マイナンバー制度の廃止についてのご意見は、マイナンバー制度は既に運用が開始され、市民の利便性の向上や行政の効率化にもつながっていることから、セキュリティ対策に万全を期しつつ、マイナンバー制度の運用に取り組んでいくこととし、素案のままいたしました。

国民健康保険（賦課・徴収）に関する事務の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ということでございます。共通するところもあるし、個別のところもありますが、何かご意見等あればお聞きしたいのですけれども。

谷崎委員 最初に説明して下さったオンライン資格確認についてなのですが、資格確認を実施しない医療機関や薬局の場合は、現在の事務手続が変わることはないと書いてありますよね。そうすると、これは任意みたいな感じなのですか。

実施機関 マイナンバーカードによる資格確認が任意かどうかということですね。

谷崎委員 オンライン資格確認を実施しない医療機関や薬局の場合、現在の事務手続等が変わるといったことはないと思いますが。

実施機関 オンライン資格確認を実施する医療機関や薬局は、それに対応したPCを設置しなくてはなりませんが、これには国が医療機関へ補助する予定ですが、満額を支援するわけではないので、医療機関等によっては、設備が整わないところがあると思われま。その場合は今までどおりの事務手続でございます。

谷崎委員 最初に、導入により何が変わるかという、過誤請求や未収金が大幅に減少とか書いてあるのですが、今の実態としては、結構それが大きいのですよね。

実施機関 そうですね。例えば国民健康保険から社会保険に入った場合ですけれども、社会保険に入ったと同時に保険証はもらえないため、国保を脱退する手続をしないで国保の保険証を持ったまま、実際は社会保険の資格は発生しておりますが、国保の保険証を使ってしまうことがあります。それによって請求が国保に来たときには、医療機関からレセプトが来るのが2、3か月遅れてくることになりますので、既にこの人は社会保険なので、過誤で戻しますということが結構起こってしまうことになります。ただし、このオンライン資格確認が始まれば、ダイレクトに資格がその都度その都度更新されて、現時点の資格で請求を医療機関がすることになるので、過誤請求はかなり減るのではないかと思います。

谷崎委員 未収金について、保険者の未収金が大幅に減少と書いてありますが、これはどういうことなのでしょう。

実施機関 未収金については、先ほどのケースでは、医療機関は国民健康保険の保険証を確認したので、請求について不備はないため、国保は加入者に医療費を請求することになります。加入者にお支払いいただいた分は加入した社会保険に請求するとお金が戻ることも説明しているのですが、お支払いいただけない方が結構いらっしやいまして、そのお支払いいただけない分が未収金になります。

議長 その他に何かございますか。

田中委員 最初のオンライン資格確認の資料ですが、これには加入者がマイナンバーカード又は保険証を提示すると書いてありますけれども、マイナンバーカードを提示すれば医療機関はそれで受けられるということですか。

実施機関 はい。

田中委員 これは、マイナンバーカードには当然保険証にも載っている情報がみんな組み込まれるわけですね。

例えば負担率が幾らだとかという情報なども入っているのですか。負担率は1割負担になったり3割負担になったり、変わったりすることがありますよね。

そういう情報はいつ入力されるのですか。

実施機関 まだ3月の段階では高齢受給者証の資格もすぐに入るかどうかは示されていない状況です。あくまでも加入資格だけの情報ということになります。

国としては、将来的にはやりたいということのようです。

田中委員 将来的にはやりたいということですね。

実施機関 そうです。

田中委員 マイナンバーカードを医療機関で使えるのであれば、これが一番いいということですね。

実施機関 おっしゃるとおりでございます。

田中委員 ただ、今言ったようにそういう情報が保険証というのは、必ず1年に1遍変わってきますよね。あるいはその資格があるかないかによって変わってきますよね。その情報がマイナンバーカードにもすぐ反映してくるのだったらいいのですが。

実施機関 この段階ではまだ示されていません。

田中委員 保険証としての代用はできないということですね。

実施機関 保険証のほかに限度額適用認定証であるとか、高齢受給者証が必要となります。

田中委員 そうすると、資料の図面のところは、未定ということですね。

実施機関 加入資格だけの情報となります。ただ、将来的な構想としてはあるということです。

田中委員 この資料を見ると、マイナンバーカードだけで通用するみたいに感じるのですが。

実施機関 高齢受給者証については70歳以上の方が対象なのですが、70歳未満の人で高額療養費が発生しないような人は、マイナンバーカードだけで十分だと思います。ただ、医療費が高額になるとき、例えば入院するとなると限度額適用認定証を持ってきてくださいと医療機関から言われると思います。

田中委員 一番心配なのは負担額です。負担率ですね。

実施機関 70歳以上の方は2割、3割とありますから、そうですね。

田中委員 負担率が1割なのか3割なのかという、それがしょっちゅう変わるわけだから、これ

ははっきりしていただかないといけないと思います。

実施機関 保険証は今年度の7月から高齢受給者証と保険証が一体化になります。

田中委員 だから、この資料に書いてあるマイナンバーカード又は保険証というのは、これはあり得ないということですよね。

実施機関 国の将来的な構想としては、限度額適用認定証などの加入資格以外の情報も入れていきたいということです。

田中委員 では、マイナンバーカードを持って行って、私は1割負担ですよと言えば1割にしてもらえるのでしょうか。

実施機関 70歳未満の人はマイナンバーカードだけで十分ということになりますが、70歳以上の人は、現時点ではマイナンバーカードと負担割合が書いている証を持っていくことが必要です。将来的には全部マイナンバーカードでできるようにしようというのが国の構想です。

田中委員 大分いい方法だから、これはマイナンバーカードを作らなくてはいけないなと少し今考えたのですけれども、そうするとまだ考える必要はないかなと思います。

実施機関 ただ、ロードマップを見ると、かなり早い時期にやっていくのではないかなと思っています。そうでないと意味がなくなってしまいますので。

田中委員 分かりました。

議長 ほかにありますか。

評価書の選択肢で、「特に力を入れている」、「十分である」、「課題が残されている」とありますが、「特に力を入れている」というのは、完璧であるということなのでしょうか。「特に力を入れている」ということは、十分である以上なのでしょうか。劣っていることがあるから特にそこに力を入れてやっているのか、よく意味が分からないのですが。

実施機関 評価書の記載要領では、リスクに対し、評価実施機関として十分な対策を行っている場合には「十分である」を選択し、評価実施機関として特に積極的に取り組んでいる場合には、「特に力を入れている」を選択することとされています。さいたま市は、一昨年度に重大事故がありましたので、「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」などリスク対策を強化したところについては、「特に力を入れている」を選択しているかたちになります。

議長 「十分である」というのは状態を言っていて、「課題が残されている」という選択肢も課題が残されている状態なのだけれども、「特に力を入れている」というのは意思の問題だから、何で選択肢に入ってきているのかと思います。完璧に行われているほうがいいと思うのだけれども、「特に力を入れている」というのは、やっぱり問題があった

からという意味が入っているのですね。

実施機関 選択肢についてはもともとフォーマットとして示されているものとなります。どこを選択するかについては、評価実施機関として特に積極的に取り組んでいるものは、選択肢の中から「特に力を入れている」を選ぶようにしております。

議長 そのほか何かございますか。

では、この件については審議した結果、適当であるとしてよろしいでしょうか。

そういうことでよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 どうもありがとうございました。どうもご苦労さまでした。

実施機関 どうもありがとうございました。

[実施機関（国民健康保険課、情報政策部 I C T 政策担当）退室]

報告事項

(1) 個人情報取扱事務の報告について

議長 次に、報告事項（1）及び（2）の個人情報取扱事務の報告について、事務局より報告をよろしくお願いします。

事務局 それでは、報告事項の個人情報取扱事務の報告についてご説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料の報告資料の（1）と（2）を御覧ください。そもそも、実施機関が個人情報取扱事務を開始、もしくは変更等を行う場合には、さいたま市個人情報保護条例第6条の規定に基づきまして、市長へ届け出る必要がございます。そして、その市長は、その届出を告示いたしまして、本市議会へ報告しなければいけないとなっております。本件につきましては、その条例の規定に基づいた市長からの報告事項ということでございます。

なお、今回の報告につきましては、（1）、（2）というかたちで2種類ございまして、これは前回1月に審議会を開催しておりまして、その後3月と5月の2回にわたって告示を行っておりますので、それで2回分というかたちになっております。

まず初めに、最初の（1）の報告資料を御覧ください。令和2年3月3日告示分について、報告資料（1）の表紙を御覧いただければと思います。1ページ目は、市長から本審議会に宛てられた令和2年3月3日付の報告になりまして、こちらにつきましては、令和2年の1月1日から2月29日までに届出がありました個人情報取扱事務の開始届出書、変更届出書及び廃止届出書となりまして、件数は開始が5件、変更が1件、廃止が1件でございます。なお、各届出書の詳細につきましては、5ページから13ページに記載されております。

続きまして、報告資料（２）を御覧ください。こちらにつきましても１ページ目を御覧いただきますと、令和２年５月１１日付の報告となりまして、令和２年３月１日から４月３０日までに届出がありました個人情報取扱事務の開始届出書、それから変更届出書及び廃止届出書となっております。件数は、それぞれ開始が１４件、変更が３９件、廃止が１５件となっております。なお、各届出書の詳細につきましては、７ページから７５ページに記載されております。

報告は以上となります。

議長 何かございますか。

開始届の中にある、さいたま市パートナーシップ宣誓書制度とはどのようなものなのでしょうか。何かそういう宣誓をしなければいけない制度があるのでしょうか。

事務局 L G B T等の性的少数者の方への支援のため、パートナーシップを宣誓した方に対して、市が宣誓書受領証を交付する制度のようです。

議長 そういう内容の事務なのですね。

よろしいですか。何かご質問があれば。

報告事項はこれで終わりますが、よろしいですか。

各委員 はい。

議長 それでは、これは報告を受けたということといたします。

３ その他

議長 それでは、事務局から何かございましたらお願いします。

事務局 長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございます。事務連絡が２点ございます。まず、次回の審議会でございますが、令和２年７月２２日水曜日午後１時半より予定をしております。開催通知につきましては、改めて事務局から送付させていただきますので、よろしく申し上げます。ただ、今のところ、議案のほうが出ておりませんので、場合によっては中止となることもございますので、その時はご連絡させていただきます。

次に、冒頭でもご説明しましたが、通勤経路届についてでございます。会議終了後にご提出をお願いします。なお、記入方法など分からない部分がございますたら事務局職員までお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長 よろしいでしょうか。

では、これで終了ということよろしいですか。

各委員 はい。

議長 ありがとうございます。